

## 災害時における被災者支援に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会立川支部（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、立川市内において、次条に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務（以下「災害応急支援業務」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害で、甲が立川市地域防災計画に基づき、立川市災害対策本部の設置を要するものとする。

### （災害応急支援業務の範囲）

第3条 この協定における災害応急支援業務の範囲は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) り災証明書の申請に関すること。
- (2) 仮設住宅の申込みに関すること。
- (3) 自動車の登録及び抹消の申請に関すること。
- (4) 軽自動車及び二輪車の登録及び抹消の申請に関すること。
- (5) 災害弔慰金等の申請に関すること。
- (6) 行政書士が行うことができる税の減免等の申請に関すること。
- (7) 各許認可手続の延長特例等に関すること。
- (8) 戸籍、住民票等証明書の交付申請に関すること。
- (9) 外国人の生活支援に関すること。
- (10) 権利義務及び事実証明に関する書類作成に関すること。
- (11) その他行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務に関すること。

(支援対象)

第4条 災害応急支援業務を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 災害により被害を受けた立川市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- (2) 災害により立川市外から同市内に避難した者
- (3) 前2号に掲げる者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

(連絡体制等の整備)

第5条 甲及び乙は、災害時における被災者支援に関する連絡体制をあらかじめ定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 乙は、災害応急支援業務が実施できるよう、必要な人員を確保し、及び動員する方法をあらかじめ定めておくものとする。

3 この協定の有効期間の中途において連絡体制等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(災害応急支援業務の要請)

第6条 甲は、災害時において被災者支援のため必要と認める場合は、災害時業務依頼書（第1号様式。以下「依頼書」という。）により、乙に災害応急支援業務に係る協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請するものとし、その後速やかに依頼書を送付するものとする。

2 甲は、災害時のほか、特に必要があると認めるときは、乙に協力の要請をすることができるものとする。

(行政書士の派遣)

第7条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な限り災害応急支援業務に従事する者を選定し、派遣するものとする。

(実施報告)

第8条 乙は、第6条に規定する要請により、災害応急支援業務を実施した場合において、甲から報告を求められたときは、甲に対し次の各号に掲げる事項を記載した業務実施報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）に災害応急支援業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書によ

る報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 災害応急支援業務の実施場所及び期間
- (2) 災害応急支援業務の内容
- (3) 災害応急支援業務に従事した者の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項  
(費用負担)

第9条 災害応急支援業務に要した人件費等の経費は、原則として乙が負担する。

(被災者の負担)

第10条 災害応急支援業務において、乙は、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

(損害の賠償等)

第11条 第3条各号に掲げる災害応急支援業務に従事する者（以下「従事者」と言う。）が、他人に損害を与えた場合における賠償について、甲は、負担を負わないものとする。

2 従事者が、当該災害応急支援業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けた場合、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けた場合は、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の義務を免れるものとする。

3 乙は、第1項及び前項本文の場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告する。

(協定期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲又は乙がそれぞれの相手方に書面をもってこの協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後において

も同様とする。

(雑則)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

令和2年3月10日

甲 立川市泉町1156番地の9  
立川市  
代表者 立川市長

乙 武蔵村山市大南2丁目66番地9  
東京都行政書士会立川支部  
支部長

災害時業務依頼書

東京都行政書士会立川支部  
様

立川市長



災害時における被災者支援に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

災害応急支援 業務の要請内容	
場 所	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	
要 請 者 ( 担 当 者 )	所属 : 職名 : 氏名 : 電話番号 : F A X :

※要請内容の詳細については、担当者より指示します。

業務実施報告書

立川市長 殿

東京都行政書士会立川支部

災害時における被災者支援に関する協定書に基づき、次のとおり報告します。

災害応急支援 業務の内容	
場 所	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項	
災害応急支援業務 に従事した者の氏 名及び連絡先	
担 当 者	所属： 職名： 氏名： 電話番号： F A X：

（添付書類）有・無